
規

則

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

**高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例
施行規則の一部を改正する規則**

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削る。

別記第5号様式中「㊦」を削る。

別記第6号様式中「㊦」を削る。

別記第7号様式中「㊦」を削る。

別記第8号様式中「㊦」を削る。

別記第9号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則